

全 員 協 議 会

日 時 令和5年6月27日（火）
午前9時30分
場 所 議場

付議事項

議運決定事項について

第 4 9 ～ 5 1 回議運決定事項

令和 5 年 6 月 9 日 (金)

令和 5 年 6 月 1 9 日 (月)

令和 5 年 6 月 2 3 日 (金)

1 委員会提出議案の提出について

「山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係議員提案条例の整理に関する条例の制定について」を 6 月 2 7 日に上程し、即決することとした。なお、その内容は資料 1 のとおりとした。

2 議事日程の変更について

1 の決定及び矢田松夫議員に対する政治倫理審査会の審査終了に伴い、次のとおり変更した。

6	2 7	火	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none">・ 諸般の報告 (事務連絡)・ 付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決・ 委員会提出議案 1 件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決・ 議員派遣について・ 閉会中の調査事項について
---	-----	---	----------	-----	---

3 閉会中の調査事項について

次のとおりとした。

委員会名	調査事項	調査期間
議会運営委員会	・ 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事件及び議長の諮問事項に関すること。	令和 5 年 9 月定例会まで継続して閉会中調査する

4 9 月定例会日程案について

資料 2 のとおりとした。

5 一般質問の際に使用する資料について

そもそも一般質問は、言論により行うことが原則であること、また、やむを得ず資料を用いる際には、その量を最小限にとどめ、かつ、その内容を丁寧に説明した上で十分に活用するべきであることを確認した。

6 本会議、委員会等休憩中における傍聴人の発言等について

休憩中において、傍聴規則及び委員会傍聴規程に規定している「（違反に対する措置）」の規定は、傍聴人には及ばないことを確認した。

7 令和5年4月12、13日開催の意見交換会で聴取したモニター意見について

モニターへの聞き取りが十分でなく、その趣意が不明であるため、広聴特別委員会に対して再度の聞き取りを依頼することとした。

委員会提出議案第 号

山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係議員提案条例の整理に関する条例の制定について

山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係議員提案条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 日提出

提出者 議会運営委員長 大 井 淳一郎

山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係議員提案条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「協働の」を「協創による」に改める。

- (1) 山陽小野田市寄附条例（平成 2 1 年山陽小野田市条例第 1 6 号）前文
- (2) 山陽小野田市ふるさと支援基金条例（平成 2 1 年山陽小野田市条例第 1 7 号）第 1 条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市寄附条例新旧対照表（第1号関係）

改正後	改正前
<p>私たちの山陽小野田市は、先人の心を受け止め、郷土を思う人々の多様なまちづくりへの参加によって「活力と笑顔あふれるまち」を目指しています。</p> <p>この多様なまちづくりへの参加について、「ふるさとへの想いや協創によるまちづくりにつながる寄附」をまちづくりへの大切な支援として受け止めます。</p> <p>そこで、寄附に関する制度を明らかにし、その透明性を確保するとともに、寄附者の尊い意思がまちづくりに反映されるよう、この条例を制定します。</p>	<p>私たちの山陽小野田市は、先人の心を受け止め、郷土を思う人々の多様なまちづくりへの参加によって「活力と笑顔あふれるまち」を目指しています。</p> <p>この多様なまちづくりへの参加について、「ふるさとへの想いや協働のまちづくりにつながる寄附」をまちづくりへの大切な支援として受け止めます。</p> <p>そこで、寄附に関する制度を明らかにし、その透明性を確保するとともに、寄附者の尊い意思がまちづくりに反映されるよう、この条例を制定します。</p>

山陽小野田市ふるさと支援基金条例新旧対照表（第2号関係）

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第1条 ふるさとへの想いや協創によるまちづくりにつながる寄附金を、山陽小野田市寄附条例（平成21年山陽小野田市条例第16号。以下「寄附条例」という。）の目的に沿って適切に管理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、山陽小野田市ふるさと支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 ふるさとへの想いや協働のまちづくりにつながる寄附金を、山陽小野田市寄附条例（平成21年山陽小野田市条例第16号。以下「寄附条例」という。）の目的に沿って適切に管理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、山陽小野田市ふるさと支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

ただいま上程されました議案1件について御説明します。

委員会提出議案第 号は、山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係議員提案条例の整理に関する条例の制定についてです。

これは、令和5年第1回（3月）定例会において、山陽小野田市自治基本条例の一部改正を可決したことに伴い、関係条例のうち議会側から提案した条例について所要の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

令和5年第3回（9月）定例会日程案

会期		令和5年9月5日から9月27日までの23日間		
月	日	曜日	日程	備考
8	21	月		
	22	火		
	23	水		
	24	木		
	25	金		
	26	土		
	27	日		
	28	月		
	29	火	告示	
	30	水	一般質問通告締切	
	31	木	議運	
9	1	金		
	2	土		
	3	日		
	4	月		
	5	火	本会議初日	
	6	水	2委員会・分科会	総務、民福
	7	木	2委員会・分科会	総務、産建
	8	金	2委員会・分科会	民福、産建
	9	土		
	10	日		
	11	月	委員会予備日	
	12	火	一般質問	
	13	水	一般質問	
	14	木	一般質問	
	15	金	一般質問	
	16	土		
	17	日		
	18	月	(敬老の日)	
	19	火	一般質問	
	20	水	休会	
	21	木	休会	
	22	金	一般会計予算決算常任委員会全体会	
	23	土	(秋分の日)	
	24	日		
	25	月	休会(議事整理日)	
	26	火	休会(議事整理日)	
	27	水	本会議最終日	
	28	木		
	29	金		